

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市立中島中学校生徒会と称し、会員は本校生徒全員とします。

第2条 本会は、生徒の責任ある行動によって自主的精神の向上を図り学校生活の発展に努めその経験を通じて将来良き社会人となる人格を養う事を目的とします。

第3条 本会は、教職員の指導のもとに学校生活における諸活動を企画、審議し実施します。

第4条 本会のすべての議会（生徒議会・各種委員会）は、定足数は3分の2とし、議事は出席数の過半数で決議します。（ただし、定刻時より15分後に定足数に満たない時は流会とします。）

なお、決議された内容は、生活指導部及び職員会議で審議され、校長の承認を受けることが必要です。

第2章 生徒会執行部役員

第5条 生徒会執行部役員は、8年生から会長（1名）副会長（1名）書記（1名）、7年生から執行部（2名）の合計5名となります。

第6条 前条の役員は、全会員の投票によって選挙されます。その任期は1年とします。（任期は次年度の役員が選出されるまでとします）

第7条 役員に欠員が生じた場合、補欠の役員の期間は前任者の残任期間とします。（ただし、補欠役員は選挙時の次点者とします）

第8条 会長は本会を代表し、会をとりまとめます。

第9条 副会長は会長を助け会長に事故がある時はその任務を代理します。

第10条 書記は議会等の議事録の作成をします。

第3章 生徒議会

第11条 生徒議会は、本会の審議・議決機関です。生徒議会は各学級代表、生徒会執行部役員、各種委員会（学級代表を除く）の委員長をもって構成します。

第12条 生徒議会は月に1回実施します。ただし、必要に応じ臨時に生徒議会を実施することもあります。

第13条 会長の承認を得た者は生徒議会に出席できます。

第4章 各種委員会

第14条 各種委員会は学級代表、文化委員、風紀委員、保健委員、体育委員、給食委員をおきます。学級より2名ずつによって構成されます。

第15条 各学級における各種委員会の選出は、生徒会執行部役員の決定後に行います。

第16条 各種委員会は月に1回実施します。ただし、必要に応じ臨時に委員会を実施することもあります。

第5章 顧問

第17条 本会及び各種委員会には顧問の教職員をおきます。

付 則

この会則は1970年1月8日から効力を発します。

2014年4月1目より改訂

2016年4月1目より改訂

2018年4月1日より改訂

2022年4月1目より改訂

2025年5月1日より改訂

選挙規定

1. 生徒会会則に従って以下の事を規定する。
2. 選挙管理委員は学級代表が兼ねる。
3. 立候補受付は告示より1週間後の17:00までとする。
4. 立候補者は担任または生徒会担当の教員に届出用紙を提出することで立候補が認められる。
5. 立候補1名に対して推せん者1名をつけなければならない。
6. 立会演説会を行う。
7. 投票は立会演説会終了後すぐに行う。
8. 開票は即日とする。
9. 適宜、選挙にかかる実施要項を定める。